

令和3年第10回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年10月26日(火)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄	午後2時55分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	欠		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		吉田信雄	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

事務局長	(起立・礼・着席の発声)
議長	ただいまから令和3年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、八木秀雄委員、坂本和彦委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。 現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。
事務局長	事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和3年第10回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について。 日程第3、議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更について。 日程第4、議案第113号から議案第116号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第117号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 以上です。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、中嶋安男委員と野澤明廣委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について報告いたします。
事務局	それでは、報告第9号について事務局の説明を求めます。 議案書の1ページをご覧ください。 報告第9号につきまして、ご報告いたします。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 令和3年第8回寄居町農業委員会総会でご審議頂きました議案第97号ですが、工事を施工する上で、昼夜の施工区分の再検討調査が必要となったことや、受託先の予算工期の延伸等の都合により、取り下げの申請がございましたので、報告いたします。
議長	報告は以上でございます。 報告事項ですのでご了解をお願いいたします。
事務局	続きまして、日程第3、議案第112号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。 それでは、議案第112号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページをご覧ください。
事務局	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 それでは、議案第112号につきまして、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請地は、昭和59年8月23日に自己用住宅として許可を得ております。

	<p>こちらにつきましては、この後にご審議を頂きます議案第 116 号と関連があるものですが、当初の計画者に環境の変化が生じ、計画実施が困難となったため、承継者が自己用住宅敷地を目的とする計画変更の承認を求めるものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>なお、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員さんお願いいいたします。</p>
關谷推進委員	<p>關谷推進委員。</p> <p>10 月 24 日、小淵推進委員と新井委員とともに現地確認しました。事業計画者と継承者は、遠方のため、話を聞けませんでしたので、事務局に確認しましたところ、今のような説明を受けまして、納得いたしました。異議はありません。よろしくご審議のほどお願いいいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 112 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 112 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 4、議案第 113 号から議案第 116 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 113 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 113 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>都市計画法の用途地域内にあるのが、本議案の申請地となります。</p> <p>申請人は現在、町内のアパートに夫婦で住んでいますが、住み慣れた寄居町で、住宅建築を検討し、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

議長	この件について、まず、地元の委員さんにご意見を伺います。
柴崎委員	<p>柴崎委員。</p> <p>先日の 22 日に坂本推進委員と現場を見てまいりました。宅地化が進んでおりまして、この土地も綺麗に整備されていまして、問題はないものと考えますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 113 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 113 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 114 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 114 号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>本議案は、8 月の総会にてご審議、ご決定いただきましたが、その後、取下げとなっていたものです。譲受人は、土木工事業を営んでいますが、新たに農業事業へ参入することを検討していたところ、栽培方法を教えていただける人がいることや、寄居町の気候に適していると考え、醸造用ぶどうの栽培を計画しました。</p> <p>申請地は草木が繁茂し、かなり荒廃しておりますが、日当たりもよく、まとまった土地であり、改良すれば農地に適していると考え、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地に繁茂する草木を除去し、土を搬入して耕作しやすい農地とする計画です。</p> <p>申請地内に通っている、町の道水路については、盛土前に官民境界確認を行い、位置図を作成しておき、盛土終了後には必ず境界杭を再現することで、町の同意を得ています。</p> <p>また、3,000 m²以上の面積の土地に土砂を搬入することから、県の土砂条例の対象にもなり、前回は、この土砂条例の要件を満たしていなかったことから、いったん取下げとなりましたが、その後、県の北部環境管理事務所の指導を受けながら調整し、許可が得られる見込みとなったことを確認しております。</p> <p>なお、転用後は、当該農地を譲受人が利用権設定により借り受け、ぶどうを栽培するということで、営農計画書も提出されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p>
須賀推進委員	<p>須賀推進委員。</p> <p>114 号の議案につきましては、事務局の説明のとおり、8 月の申請で、9 月に取り下げられた案件ということでございました。詳細については、8 月時点で説明済みでございまして、再度の申請ということで、現地調査は、中嶋委員、石田委員とわたくしの 3 人で、10 月 23 日の午後に行ってきました。現地については、8 月時点とまったく変わっていないということで、8 月総会で報告したとおり、今後は、工事の進捗状況、土砂の搬入経路等も含めて見守ること</p>

	が大切だと考えられます。現時点では問題ないものと考えますので、よろしくお願ひいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
内田委員	内田委員。 前回の説明の時に、栽培経営を行う会社を作つて、農業経営を行うという説明があつたと思うのですが、それが(譲受人名)でしょうか。
議長 事務局長	事務局。 (譲受人名)はご存知のとおり、町内にある会社でございますが、定款上、農業を行うということで、申請にあたり、定款の改正を行つておりますし、これまでの土木業等に加えて、農業も事業の一環としてみなすということで、申請がきております。
議長 内田委員	実際にぶどうを作つて、醸造用ワインを作る等になると、別組織ができる可能性もございますが、現段階の農地改良につきましては、(譲受人名)が農業をするということでの申請となつております。
議長 事務局長	内田委員。 別会社ということではなく、(譲受人名)が農業を行うことの理解でよろしいでしょうか。
議長 事務局長	事務局。 今回の農地改良については、(譲受人名)になります。
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第114号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第114号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第115号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第115号について、ご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地となります。
事務局	譲受人は、神奈川県に本社を置き、主に物流倉庫業を行う法人で、自動車部品をホンダ工場へ納品しておりますが、申請地がホンダ寄居工場から近いため、配送効率がよく、納品した製品に不具合があった場合でも迅速に対応できる立地であることから、事業所敷地として既存建物がある宅地を売買により取得しましたが、大型車両の出入りや積み下ろし、駐車するスペースがないため、申請地を賃借することとしたことです。
事務局	申請土地についてですが、転用面積は、合計3,216m ² で、計画全体面積は、6,536.74m ² となります。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。
事務局	また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
事務局	説明は、以上でございます。

議長	この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。
石澤委員	石澤委員。 去る 24 日に、内田委員と吉田推進委員とわたくしの 3 人で現地調査を行つてまいりました。国道 254 号と明神川上流部、道路や河川に囲まれ、まとまった畠地でございます。 長いこと、20 年くらいでしょうか。パチンコ店ができて、ずっと営業せずそのままになつていたということで、今回はそこを種地にして、それを取り囲むように、今回の農地に申請があつたものと思われます。現地調査をした結果、当該地は畠地で、保全管理はきつとされております。周辺農地への影響等もないと認められたところでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 115 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 115 号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 116 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 116 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 申請人は現在、他市に住んでおりますが、両親も高齢のため、両親の実家近くに住宅建築を検討していたところ、今回の申請地を見つけ、申請に至ったとのことです。
事務局	本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 なお、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます
議長	説明は、以上でございます。 この件について地元の委員さんのご意見を伺います。
關谷推進委員	關谷推進委員。 この件は、議案第 112 号と同じの案件であります。先程と同じ説明で、異議ございませんので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 116 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。 (全員举手)
議長	全員賛成ですので、議案第 116 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 117 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。

事務局	<p>それでは、議案第 117 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 117 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、（議案書整理番号 1 の借受人）以下 2 人です。</p> <p>貸付人は、（議案書整理番号 1 の借付人）以下 2 人です。</p> <p>合計 11 筆で、7,783 m²、田はなく、すべて畑となります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>議長</p> <p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>（委員の中から、「なし」の声）</p> <p>議長</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 117 号について原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議長</p> <p>全員賛成ですので、議案第 117 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいいたします。</p> <p>（委員の中から、「なし」の声）</p> <p>議長</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局</p> <p>事務局から 2 点、ご報告申し上げます。</p> <p>次回の総会ですが、11 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。</p> <p>11 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>もう 1 点、お手元にお配りしております資料、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想というのがございまして、一部分の変更がございました。それに伴い、農業委員会から意見を聴取するということがございまして、こちらについての意見を聴取できればと考えております。変更内容につきましては、ご説明申し上げます。</p> <p>お配りいたしました農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見の聴取についてということで、基本構想を町が定めているのですが、基本構想を定める際に、農業委員会の意見を聞かなければならないという定めがございまして、これに基づきまして意見の聴取を行わせていただくという形になっております。</p> <p>主な変更点が記載されておりますので、こちらをご覧ください。</p>
議長	
議長	
議長	
事務局長	
事務局	

	<p>1つ目として、改正の経緯が、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、埼玉県の農業経営基盤の強化促進に関する基本方針が改正されたことにより、一部変更を行うということで、基本的には、県の基本方針が変わったことにより、町の基本構想も変更するという内容でございます。</p> <p>・主な変更点といたしましては、農地利用集積円滑化事業に係る規定を削除、昨年、農業委員会総会でご審議いただきまして、こちらの円滑化事業が中間管理事業に一体化されたということで、削除されたということです。</p> <p>2つ目として、新規就農者の確保目標の変更ということで、県の基本方針の変更に伴い、年間6人という計画から7人に変更したということです。</p> <p>3つ目として、農用地利用集積の目標値の変更、こちらも県の基本方針の変更に伴いまして、48%(令和5年度)から50%(令和13年度)に変更したという内容でございます。</p> <p>その他は、団体や事業者等の名称、語句、規定の修正等となっております。</p> <p>変更内容につきましては、町が主体的に変更したというよりは、県の基本構想変更に基づいた変更ということになります。</p> <p>以上になります。</p> <p>議長 事務局長 議長 事務局長 議長 事務局長</p> <p>事務局の説明のとおりの変更ですが、ご質問がありましたら、お願ひいたします。 (委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは、異議なしということで回答いたします。</p> <p>町の方からは以上となります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは他に無いようですので、令和3年第10回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>(起立、礼、着席の発声)</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

署名委員の決定について議長指名により

中嶋 安男 委員 野澤 明廣 委員

以上 2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 10 月 26 日

議 長

室 囲 重 雄

委 員

中 嶋 安 男

委 員

野 泽 明 廣